

取 扱 基 準

名 称	新潟いのちの電話補助金
補助区分	運営費補助 ☒ 事業費補助 ☐
補助金の概要	自殺予防対策の一環として、誰にも相談できずに悩んでいる人たちが、生き抜く意欲と自信を取り戻せるように電話相談を行っている、社会福祉法人新潟いのちの電話に対し補助金を交付する。
目 標	数値化 ☒ 非数値化 ☐
	年中無休、24時間体制での電話相談受付の実施
	<目標が数値でない場合の評価方法>
補助事業者	社会福祉法人 新潟いのちの電話
補助対象経費の内容	人件費、通信費、印刷費、事務機賃貸料、消耗品費
補助額 及びその算定方法 又は補助率	・補助額 422,000円 ・算定方法 会費等自主財源で不足する額を補助する。 ・実行補助率は、実際の申請により決定するため、未定。 <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由>
開始時期	令和 5年 4月 1日
評価の時期	令和 7年 9月30日
終 期	令和 8年 3月31日
	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による 情報の公表	[内容] 当該事業が新潟市の補助金に基づくものである旨を表示。
	[媒体] 冊子「事業案内」に記載。
担当部署	保健衛生部 こころの健康センター いのちの支援室 電 話 025-232-5551 e-mail kokoro@city.niigata.lg.jp